

公益財団法人碧海育英会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人碧海育英会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県安城市に置く。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 愛知県下における一般有為の子弟のうち、学術優秀、品行方正、身体強健でありながら、経済的理由により修学が困難なものに対し、奨学援護を行い、もって社会有用の人材を育成することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学資金の給与
- (2) 学資金を受ける生徒の指導
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛知県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種類)

第6条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、別表のとおりとする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4 寄付金品であつて、寄付者の指定あるものは、その指定に従う。

(資産の管理)

第7条 財産の管理については、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(経費の支弁)

第8条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実等の運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始前に理事長が編成し、理事会及び評議員会の議決を経て、愛知県知事に届け出なければならない。

(事業報告、収支決算及び公益目的取得財産残額の算定)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 理事長は、毎事業年度の経過後3箇月以内に第1項に掲げる書類及び監査報告については、愛知県知事に提出しなければならない。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

5 前項第4号の書類に関しては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し記載する。

(借入金等)

第11条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするとき及び借入金（その事業年度内の収入をもって償還する一時借入金は除く。）をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 評議員

(評議員定数、選任及び解任)

第13条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

2 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

(1) 各評議員について、次のイからハまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（報酬）

第15条 評議員には毎年総額50万円を超えない範囲内で報酬を支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員及び役員の報酬等に関する規定による。

第5章 評議員会

（構成）

第16条 評議員会は、すべての評議員をもつて構成する。

2 評議員会の議長は、評議員のうちから互選する。

（権限）

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(3) 定款の変更

(4) 残余財産の処分

(5) 基本財産の処分又は除外の承認

(6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第13条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうち2名が記名押印をしなければならない。

第6章 役員

(役員)

第22条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内（うち理事長1名及び常務理事1名）

(2) 監事 1名又は2名

2 前項の理事長をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることはできない。

(理事の職務等)

第24条 理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第25条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

(役員任期及び解任)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任は防げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された理事任期は他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 4 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第27条 役員には報酬を支給することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員及び役員報酬等に関する規定による。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するには、各理事に対し、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示して、会議の5日前までに到達するように、文書をもって通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決議)

第30条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。

- 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決する。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事において、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、理事長及び出席した監事が署名しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、評議員会の決議をもって変更することができる。

2 前項の規定は、第4条、第5条及び第13条の規定の変更についても適用する。

(解散)

第33条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与及び残余財産の帰属)

第34条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告

(公告の方法)

第35条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 顧問

(顧問)

第36条 この法人に、任意機関として、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行うことができる。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の報酬は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

5 顧問の任期は理事会で定める。

第11章 委員会

(委員会)

第37条 この法人の事業を推進するために理事会はその決議により、次の委員会を設置することができる。

- (1) 企画委員会
- (2) 奨学金受給者選定委員会
- (3) その他理事会が必要と認めた委員会

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会基準による。

第12章 事務局

(事務局)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

第13章 補則

第39条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立登記を行ったときは、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事である理事長は田村脩とし、業務執行理事である常務理事は福田 雅美とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、深谷 誠、神谷 和也、細井 英治、林 恵進とする。

別表

基本財産（第6条関係）

財産の種類	場所 金額
定期預金	碧海信用金庫 150,000,000円

定款改定 平成27年7月1日